

## 廃棄物の減量および再利用に関する計画書作成要領

### 1 事業系廃棄物について

事業活動に伴って排出される廃棄物は、特殊あるいは多量であることが多いために、一般家庭から排出される廃棄物とは別に取扱いが定められています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の処理に関して市民、事業者および行政のそれぞれの責務が決められていますが、とりわけ、事業者には廃棄物処理についての事業者責任が強く問われています。

このことから、青梅市では、延べ床面積3千平方メートル以上の事業用大規模建築物につき、「廃棄物の減量および再利用に関する計画書」(以下「計画書」といいます。)を提出していただくよう青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例第18条第3項で定めています。

つきましては、下記の作成手順を参考に計画書を作成していただくとともに、廃棄物管理者を中心に、廃棄物の減量・再生利用に御協力をお願いいたします。

### 2 計画書の提出および対象事業所

計画書を提出していただくのは、事業用途に供する延床面積が3千平方メートル以上の建物です(青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則第7条)。

### 3 計画書の記入方法

#### (1) 表面

##### ア 年月日

計画書を作成した日付を記入してください。

##### イ 建築物名称、所在地および電話番号

建築物の名称は、事業所名とし、事業所の電話番号とその建築物の所在地を記入してください。

##### ウ 所有者(占有者)氏名

民法上の所有権を有するものとしませんが、次に掲げる者を所有者と見なすことができます。

(ア) 建築物の全部を賃借その他の理由により事実上占有して使用

している者

- (イ) 建築物の共有者または区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (ウ) 管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者
- (エ) 建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

エ 建築物の規模

次の基準を参考にして記入して下さい。

- (ア) 同一敷地内で共通の目的で使用され、廃棄物の処理および保管が一体として行われている複数の建築物は、一棟の建築物と見なす。
- (イ) 合計の床面積が3千平方メートル以上の建築物であっても、所有関係または利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分を独立した建築物と見なすことができる。

この場合、各部分が3千平方メートルに満たない場合は、届出の必要はありません。

オ 建築物の用途

工場、事務所、学校、店舗等の使用形態を記入してください。

カ 在館人員

外来者につきましては、1日の平均の人数を記入してください。

キ 廃棄物管理責任者

廃棄物管理責任者は、エの基準にもとづき、各単位ごとに1名選任してください。

また、廃棄物管理責任者に変更があった場合は、30日以内に変更届を提出してください。

なお、廃棄物管理責任者は、次の事項を実施するよう努めてください。

- (ア) 建築物から生じる廃棄物、再利用対象物の発生量および処理状況の実態把握
  - (イ) 建築物から生じる廃棄物の発生・排出抑制の推進
  - (ウ) 建築物から生じる廃棄物の再利用・資源化の推進
  - (エ) 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制、再利用・資源化のための指導

(オ) 青梅市と所有者との連絡調整

ク 契約廃棄物処理業者

種類・業者名・許可番号

一般廃棄物、産業廃棄物、医療系廃棄物の区分によりそれぞれの委託業者名と許可番号（一般廃棄物にあつては青梅市の許可番号、産業廃棄物にあつては東京都の許可番号）を記入してください。

ケ 契約再生資源回収業者

段ボール、新聞紙等の種類別にそれぞれの委託業者名を記入してください。

コ 前年度実績の自己評価

ごみ減量および再利用の方法と実績を、前々年度の目標と比較した評価を中心に記入してください。

サ 今年度の目標

何を、いつまで、どのような方法で、何パーセント減量化・資源化するかなど具体的に記入してください。

(2) 裏面

ア 前年度実績

前年度の一般廃棄物の実績を記入してください。

(ア) 排出量 A

再生量と処分量の合計量を記入してください。

(イ) 再生量 B

排出量のうち、資源回収業者へ委託した量および自ら資源化した量の合計を、それぞれの種類ごとに記入してください。

(ウ) 処分量 C

排出量のうち、一般廃棄物、産業廃棄物および医療系廃棄物の処理業者へ委託した量と自ら焼却、埋設等の処理をした量の合計を、それぞれの種類ごとに記入してください。

(エ) 再利用率

再生量を排出量で除した百分率で少数点第1位まで記入してください。

イ 本年度見込み

前年度の実績と今年度の目標を参考に、今年度の目標量をそれぞれ記入してください。

#### ウ 対前年度比

前年度実績と本年度の見込み量の比較を種類ごとにそれぞれ記入してください。

#### エ 可燃物

(ア) 上質・OA紙とは、コピー用紙、コンピューター用紙等です。

(イ) 他の事務用紙とは、封筒、チラシ、チリ紙等です。

(ウ) 再生不適紙とは、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工紙、油紙、写真、合成紙、防水加工紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙等です。

(エ) 厨芥<sup>ちゅうかい</sup>類とは、食堂等から出る生ごみや事務室等から出る茶殻等です。

(オ) その他の欄には、灰等具体的な廃棄物の種類を記入してください。

#### オ 不燃物

(ア) びん類、かん類は、自動販売機業者の引取り分も再生量に含めてください。

(イ) 廃プラスチックとは、ペットボトル、発泡スチロール、ビニール袋、洗剤容器等です。

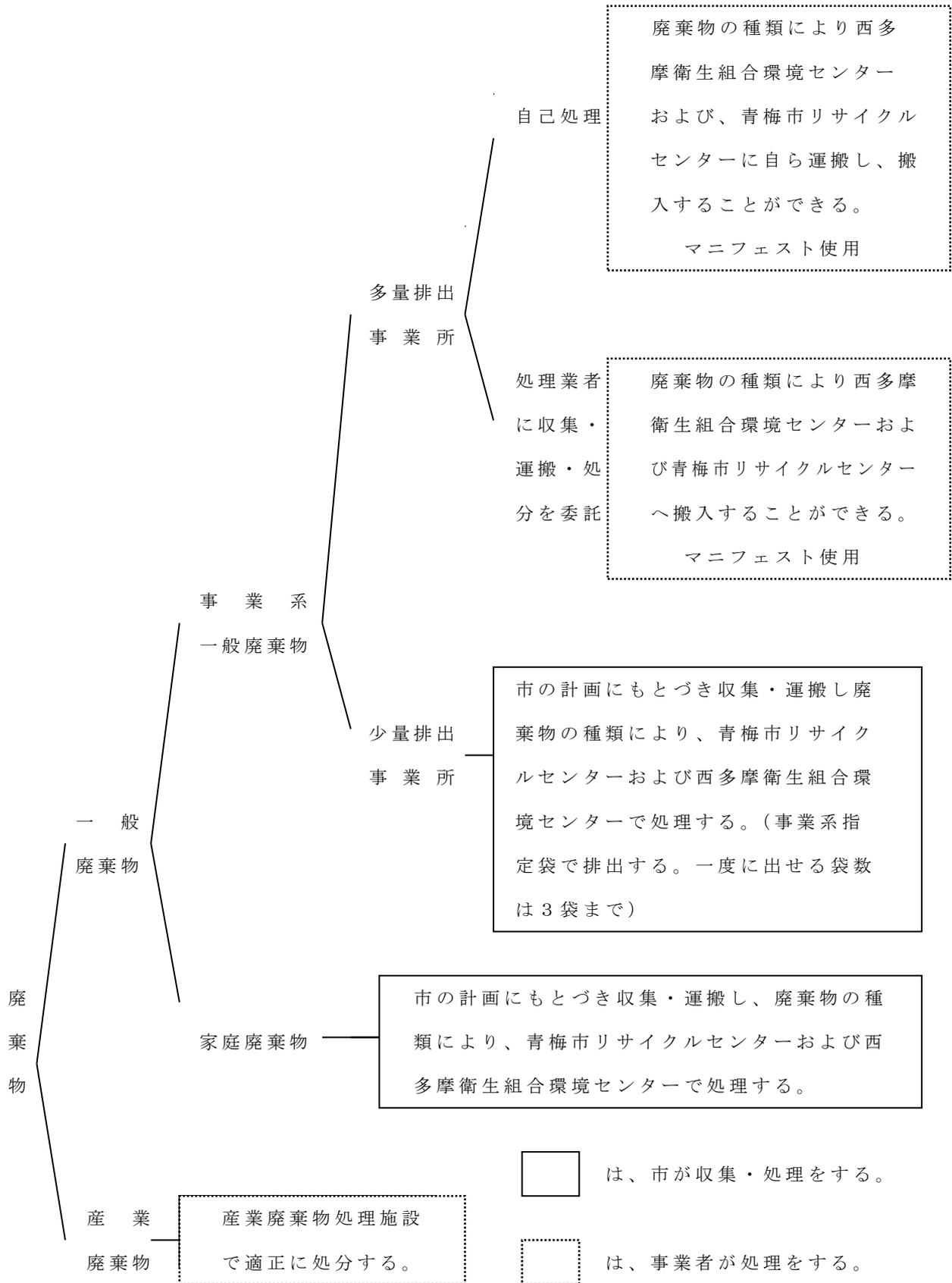
#### カ 産業廃棄物

別紙、産業廃棄物一覧表を参照してください。

#### キ 粗大ごみ

粗大ごみとは、机、ロッカーといった比較的大型のごみです。

#### 4 青梅市における事業系一般廃棄物の処理について



## 産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰・炉内掃出物
	(2) 汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
	(3) 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類
	(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂なども該当する
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは(6)廃プラスチック類）
	(8) 金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず
	(10) 鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューポラのノロ、鑄物廃砂、不良鉱石
	(11) がれき類	コンクリート破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片など
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって捕捉したもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業にかかるもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業にかかるもの PCBが塗布され又は染み込んだもの（全業種）
	(14) 木くず	建設業にかかるもの（範囲は紙くずと同じ）、木材または木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業および輸入木材卸売業にかかるもの、おがくず、バーク類 PCBが染み込んだもの（全業種）、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）にかかるもの
	(15) 繊維くず	建設業にかかるもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず PCBが染み込んだもの（全業種）
	(16) 動植物性残さ	（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業）原料として使用した動物または植物にかかる固形状の不要物－醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず、原料かす
	(17) 動物系固形不要物	と畜場においてと殺し、または解体した獣畜および食鳥処理場において処理をした食鳥にかかる固形状不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業にかかるもの
	(19) 動物の死体	畜産農業にかかるもの
	(20) 処分するために処理したもの（政令第2条第13号廃棄物）	(1)～(19)に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物のうち航行廃棄物および携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの－コンクリート固形化物など